

新計画(2024年5月改定)

前計画(2018年3月策定)

1.はじめに**2.計画の基本的事項**

- (1) 管理計画策定の目的
- (2) 管理計画の対象範囲
- (3) 管理計画の期間
- (4) 管理計画実行の考え方
- (5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について

3.世界自然遺産小笠原諸島の概要

- (1) 総説
- (2) 位置
- (3) 自然環境
 - 1) 地質
 - 2) 気象・海流
 - 3) 植生
 - 4) 植物（維管束植物）
 - 5) 動物
 - 6) 生態系の形成と生物の進化
- (4) 社会環境
 - 1) 歴史と生活
 - 2) 来島者数
 - 3) 主な産業
 - 4) 土地所有状況
- (5) 世界自然遺産小笠原諸島
 - 1) 遺産価値（世界遺産委員会による評価の抜粋）
 - 2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項
 - 3) 保護担保措置
 - 4) その他関係法令等

4.管理計画改定に当たっての視点**5.管理の基本理念と基本方針**

- (1) 基本理念
- (2) 基本方針
 - 1) 生態系の保全
 - 2) 自然と人の共生
 - 3) 持続的な遺産の管理

6.管理の方策

- (1) 生態系の保全
 - 1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避
 - ア. 全ての島に共通する留意点
 - イ. 各列島・島の保全管理
 - ウ. 海域の保全管理
 - 2) 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止
- (2) 自然と人の共生
 - 1) 自然と共生した島の暮らしの実現
 - 2) エコツーリズムの推進
- (3) 持続的な遺産の管理
 - 1) 遺産を保護するしくみの適切な運用
 - 2) 保全管理体制の充実

7.管理の体制

- (1) 管理機関の体制・役割
- (2) 関係者との連携のための体制

8.おわりに

前計画(2018年3月策定)

1.はじめに**2.計画の基本的事項**

- (1) 管理計画策定の目的
- (2) 管理計画の対象範囲
- (3) 管理計画の期間
- (4) 管理計画実行の考え方

3.世界自然遺産小笠原諸島の概要

- (1) 小笠原諸島の位置
- (2) 総説
- (3) 自然環境
 - 1) 地質
 - 2) 気象・海流
 - 3) 植物
 - 4) 動物
 - 5) 生態系の相互作用と進化
- (4) 社会環境
 - 1) 歴史と生活
 - 2) 主な産業
 - 3) 土地所有状況
 - 4) 利用状況
- (5) 世界自然遺産小笠原諸島
 - 1) 遺産価値（世界遺産委員会による評価の抜粋）
 - 2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項
 - 3) 管理の現状（世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題）

4.管理の基本理念と基本方針

- (1) 基本理念
- (2) 基本方針
 - 1) 遺産価値を支える自然環境の保全
 - 2) 侵略的外来種対策の継続
 - 3) 人の暮らしと自然との調和
 - 4) 順応的な保全管理の実施

5.管理の方策

- (1) 保護制度の適切な運用
 - 1) 原生自然環境保全地域
 - 2) 国立公園
 - 3) 森林生態系保護地域
 - 4) 国指定鳥獣保護区
 - 5) 国内希少野生動植物種
 - 6) 天然記念物
 - 7) 外来種対策に係る制度
- (2) 新たな外来種の侵入・拡散防止
 - 1) 生態系の保全管理及び調査
 - 2) その他の緑化・建設事業
 - 3) 自然利用
 - 4) 農業活動
 - 5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込み等
 - 6) 定期航路等による物資や人の移動
- (3) 各種事業における環境配慮の徹底
 - 4) 自然と共生した島の暮らしの実現
 - 5) エコツーリズムの推進
 - 6) 継続的な調査と情報の管理
 - 7) 島ごとの対策の方向性

6.管理の体制

- (1) 管理機関の体制
- (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制
- (3) 関係者の連携のための体制
- (4) 国内外との連携

7.おわりに

【新旧比較②】世界自然遺産小笠原諸島管理計画 各項目の改定状況

| 新計画(2024年5月改定) | 前計画(2018年3月策定) | 改定状況 |
|-----------------------------------|---------------------------------|--|
| 1.はじめに | 1.はじめに | <ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし。 基本理念は第5章、現状認識は第4章に記載することとし、本項からは削除。 |
| 2.計画的基本的事項 | 2.計画的基本的事項 | <ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし。 |
| (1) 管理計画策定の目的 | (1) 管理計画策定の目的 | <ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし。 旧「第6章(2)科学的知見に基づく順応的管理体制」に記載されていた内容を改定案では本項に記載。 |
| (2) 管理計画の対象範囲 | (2) 管理計画の対象範囲 | |
| (3) 管理計画の期間 | (3) 管理計画の期間 | |
| (4) 管理計画実行の考え方 | (4) 管理計画実行の考え方 | |
| (5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について | | <ul style="list-style-type: none"> 項目を新設し、アクションプランの改定の経緯と位置付けを記載。 |
| 3.世界自然遺産小笠原諸島の概要 | 3.世界自然遺産小笠原諸島の概要 | |
| (1) 総説 | (1) 小笠原諸島の位置 | <ul style="list-style-type: none"> (1)と(2)の順序を入れ替え。 内容に大きな変更なし。 |
| (2) 位置 | (2) 総説 | |
| (3) 自然環境 | (3) 自然環境 | |
| 1) 地質 | 1) 地質 | |
| 2) 気象・海流 | 2) 気象・海流 | |
| 3) 植生 | 3) 植物 | |
| 4) 植物(維管束植物) | | |
| 5) 動物 | 4) 動物 | |
| 6) 生態系の形成と生物の進化 | 5) 生態系の相互作用と進化 | |
| (4) 社会環境 | (4) 社会環境 | |
| 1) 歴史と生活 | 1) 歴史と生活 | <ul style="list-style-type: none"> 現況を踏まえて内容を修正。 2)~4)の順序を入れ替え、「利用状況」は「来島者数」へと見出しを修正。 |
| 2) 来島者数 | 2) 主な産業 | |
| 3) 主な産業 | 3) 土地所有状況 | |
| 4) 土地所有状況 | 4) 利用状況 | |
| (5) 世界自然遺産小笠原諸島 | (5) 世界自然遺産小笠原諸島 | <ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし |
| 1) 遺産価値(世界遺産委員会による評価の抜粋) | 1) 遺産価値(世界遺産委員会による評価の抜粋) | |
| 2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項 | 2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項 | |
| | 3) 管理の現状(世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題) | |
| 3) 保護担保措置 | | <ul style="list-style-type: none"> 旧「第5章(1)保護制度の適切な運用」を本項へ移動。 村条例について情報を追加。 |
| 4) その他関係法令等 | | |
| 4.管理計画改定に当たっての視点 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 旧「第3章(5)3)管理の現状(世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題)」に替えて項目を新設。 |
| 5.管理の基本理念と基本方針 | 4.管理の基本理念と基本方針 | |
| (1) 基本理念 | (1) 基本理念 | <ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし。 |
| (2) 基本方針 | (2) 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> 管理の方針に対応して、構成を見直し。 旧「第4章(2)基本方針」に記載されていたポイントは、本項及び「第6章 管理の方針」へ振り分け。 |
| 1) 生態系の保全 | 1) 遺産価値を支える自然環境の保全 | |
| | 2) 侵略的外来種対策の継続 | |
| 2) 自然と人の共生 | 3) 人の暮らしと自然との調和 | |
| 3) 持続的な遺産の管理 | 4) 順応的な保全管理の実施 | |

| 新計画(2024年5月改定) | 前計画(2018年3月策定) | 改定状況 |
|---|--|--|
| 6. 管理の方策 | 5. 管理の方策 | |
| | (1) 保護制度の適切な運用 1) 原生自然環境保全地域 2) 国立公園 3) 森林生態系保護地域 4) 国指定鳥獣保護区 5) 国内希少野生動植物種 6) 天然記念物 7) 外来種対策に係る制度 | ・「第3章(5)3)保護担保措置」「第3章(5)4)その他関係法令等」へ移動。 |
| (1) 生態系の保全 | | |
| 1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避 ア. 全ての島に共通する留意点 イ. 各列島・島の保全管理 ウ. 海域の保全管理 | | ・海域の保全管理に関する項目を新設。 ・小笠原諸島全体／列島ごと／島ごとのそれぞれの視点で対策の方向性を整理。 ■全ての島に共通する留意点 ・旧「第4章(2)2)侵略的外来種対策の継続」に書かれていた3つの観点（種間相互作用の観点、生態系機能の観点、広域移動種の観点）をベースに再整理。 ■列島ごとの概要、保全管理の方向性 ・島ごとの対策の方向性を列島ごとに分けて整理することとし、各列島の冒頭で列島ごとの概要と保全の方向性を整理して記載。 ■島ごとの現況と課題、長期目標、管理の方策 ・旧「第5章(7)島ごとの対策の方向性」のうち、生物の保全、既侵入の外来種への対策に関する内容をベースに再整理し、情報を更新。 ・主な保全対象と主な脅威を島ごとに一覧化。 |
| 2) 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止 | (2) 新たな外来種の侵入・拡散防止 1) 生態系の保全管理及び調査 2) その他の緑化・建設事業 3) 自然利用 4) 農業活動 5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込み等 6) 定期航路等による物資や人の移動 | ・現行計画の内容をベースに一部情報を更新。 ・見出しレベルや構成を再整理。 |
| | (3) 各種事業における環境配慮の徹底 | ・「第6章(3)1)遺産を保護するしくみの適切な運用」へ移動。 |
| (2) 自然と人の共生 | | |
| 1) 自然と共生した島の暮らしの実現 | (4) 自然と共生した島の暮らしの実現 | ・現行計画の内容をベースに一部情報を更新・追加。 ・旧「第5章(7)島ごとの対策の方向性」に含まれていた内容を一部統合。 |
| 2) エコツーリズムの推進 | (5) エコツーリズムの推進 | |
| | (6) 繼続的な調査と情報の管理 | ・「第6章(3)2)遺産管理体制の充実」へ移動。 |
| (3) 持続的な遺産の管理 | | |
| 1) 遺産を保護するしくみの適切な運用 | | ・旧「第5章(3)各種事業における環境配慮の徹底」から移動。 ・保護担保措置の拡充に関する事項を追記 |
| 2) 保全管理体制の充実 | | ・旧「第5章(6)継続的な調査と情報の管理」から移動。 ・旧「第6章(4)国内外との連携」に記載の内容を管理の方策に位置付け。 ・資金確保や体制整備に関する事項を追記。 |
| | (7) 島ごとの対策の方向性 | ・生物の保全、既侵入の外来種への対策に関する内容は、「第6章(1)1)生態系の修復と固有種等の絶滅回避」へと移動。 ・未侵入・未定着の外来種への対策、自然と人の共生に関する内容は、「第6章(1)2)～(3)」でそれぞれ個別の項目として再整理。 |
| 7. 管理の体制 | 6. 管理の体制 | |
| (1) 管理機関の体制・役割 | (1) 管理機関の体制 | ・内容に大きな変更なし。 |
| | (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制 | ・「第2章(4)管理計画実行の考え方」へ移動。 |
| (2) 関係者との連携のための体制 | (3) 関係者の連携のための体制 | ・科学委員会と地域連絡会議が対になるよう、細目・内容を再整理。 |
| | (4) 国内外との連携 | ・「第6章(3)2)遺産管理体制の充実」へ移動。 |
| 8. おわりに | 7. おわりに | |
| | | ・内容に大きな変更なし。 |